

経済産業省告示第四百十七号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を次のように定め、平成十六年一月二十日から施行する。

平成十五年十二月二十四日

経済産業大臣 中川 昭一

- 一 貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」という。）第九条第一項第八号及び第九号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術は、次のいずれかに該当するものとする。
  - 1 外国為替令（以下「外為令」という。）別表の一の項の中欄に掲げる技術に該当するもの
  - 2 外為令別表の二の項の中欄に掲げる技術であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第十五条第一項第一号に該当するもの（第一条第四号ロに該当する貨物の使用に係る技術を除く。）
  - 3 外為令別表の五の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第十七条第二項第二号又は第八項に該当するもの

4 外為令別表の十一の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第二十三条第二項第二号に該当するもの

5 外為令別表の十二の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第二十四条第二項又は第三項に該当するもの（第十一条第十号へに該当する貨物の使用に係る技術を除く。）

6 外為令別表の十三の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第二十五条第三項第一号に該当するもの

7 外為令別表の十四の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第二十六条に該当するもの

二 貿易外省令第九条第一項第十号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。

1 外為令別表の二の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第十五条第一項第一号に該当するもの（第一条第四号ロに該当する貨物のプログラムを除く。）

2 外為令別表の八の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第七条第一号八に該当するもの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十条第一項第三号、第七号若しくは第八号に該当する

もの又は貨物等省令第二十条第二項第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの

3 外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十一条第一項第七号、第九号、第十号又は第十四号のいずれかに該当するもの

三 貿易外省令第九条第一項第十号口の規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、前号の2又は3に該当するものとする。

四 貿易外省令第九条第一項第十号八の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。

1 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物

2 輸出令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第一条第一号から第四号イまで、第五号、第六号（核燃料用物質の成型加工用装置に限る。）、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当するもの

3 輸出令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第四条第二号又は第十二号八（

一 若しくは二のいずれかに該当するもの

4 輸出令別表第一の十一の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十条第一号から第四号までのいずれかに該当するもの

5 輸出令別表第一の十二の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十一条第一号から第三号まで、第四号口若しくは八、第八号、第九号ホからリまで又は第十号イからホまで若しくはトのいずれかに該当するもの

6 輸出令別表第一の十三の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十二条第一号八、第四号から第十号まで、第十一号から第十九号までのいずれかに該当するもの

7 輸出令別表第一の十四の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十三条に該当するもの

8 輸出令別表第一の十五の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十四条第一号、第二号又は第十一号のいずれかに該当するもの